定期指導監査について
（児童処遇）

令和７年２月

札幌市子ども未来局保育推進課指導担当係　作成

令和６年度の監査で多かった指導事項について

事故報告に関すること

指導理由

・治療に30日以上要した事故について
　札幌市への報告がされていない。

（※札幌市子ども・子育て支援法施行条例第33条第２項）

園医健診に関すること

指導理由

・園医健診は少なくとも年２回の実施が求められているが、年１回しか実施していない。

・１回目の園医健診が６月30日以降に実施されている。（幼保連携型認定こども園）

（※札幌市児童福祉法施行条例第152条、札幌市私立認可保育所運営要綱第26条）
（※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条）

事故報告に関すること

全園共通

(1)事故が発生した場合には、速やかに札幌市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

事故報告が必要となる事案：①死亡事故　②意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
③治療に30日以上要する事故

事故発生 → ●病院受診
治療が必要と
診断

- **治療にかかる期間**が30日以上 → 報告が必要
  子ども未来局保育推進課
  指導担当係へ（211-2985）
- **治療にかかる期間**が30日未満 → 報告不要

※治療開始日を１日目として29日目までに治療が終了する場合

(2)事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について記録すること。

事故発生時の状況から改善策、受診経過を含む完治までの一連の対応を記録することを推奨しています。

健康診断に関すること

全園共通（幼稚園型認定こども園、幼稚園を除く）

●入園した者に対し、入園時の健康状態の把握及び少なくとも１年に２回の定期健康診断を行うこと。

（１） 毎年度２回の定期健康診断の実施

幼保連携型認定こども園については、１回目を６月30日までに行う。

（２） 入園時の健康診断（入園時健康診査）※令和６年12月９日改訂

入所日時点で満２歳未満の園児が対象（札幌市の所定の様式を両面で使用する）

※入園時健康診査の結果は原本保管が必要。

前の園で提出していた場合でも改めて受診をお願いする必要がある。

令和６年度の監査で多かった助言事項について

園児の見落としに関すること

助言理由

・園児の見落としを防ぐための取組はしているが、書面化されていない。

・園外での見落とし防止については書面化されているが、園内についての取組は盛り込まれていない。

・園児が行方不明になった場合の対応について職員間で確認する機会がない。もしくは、確認はしているが書面化されていない。

安全計画に関すること

※幼保連携型認定こども園は除く
（学校安全計画作成のため）

助言理由

・計画内に必要な項目が不足している。
（特に、安全計画の見直しと職員への周知に関する項目の明記がないケースが多い）

事故に関すること

全園共通

●事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための**指針を整備する**こと。
定期的に職員間で園のルールの確認、見直しをしていくことが重要です。

(1)事故防止のマニュアル

事故防止マニュアル内に重大事故が起こりやすい５項目に関する事故防止の取組を具体的に記載すること。

①睡眠中　②プール・水遊び　③誤嚥（食事中）
④誤嚥（玩具・小物類）　⑤アレルギー児の誤食

監査の中でも毎年確認をしています。

(2)事故発生時のマニュアル

事故発生時の対応の流れや緊急時の対応体制を盛り込むこと。

＜参考＞　教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

(3)マニュアル内に園児の見落とし等防止の対策と行方不明になった場合の対応について記載すること。

全園共通（幼稚園型認定こども園、幼稚園を除く）

園児の見落としの一例

・散歩先の公園で敷地外に出て行ってしまった。
・保護者の出入りの際に園外に出てしまった。
・保育室で遊んでいるときに一人で部屋を抜け出してしまった。

見落とし防止の対策一例

①職員間における子どもの出欠状況の情報共有を徹底する。
②登園時や散歩等の園外活動の前後等、活動中の場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について徹底する。

※万が一に備え、園児が行方不明になってしまった場合の対応について各園で確認をしておくことが大切です。

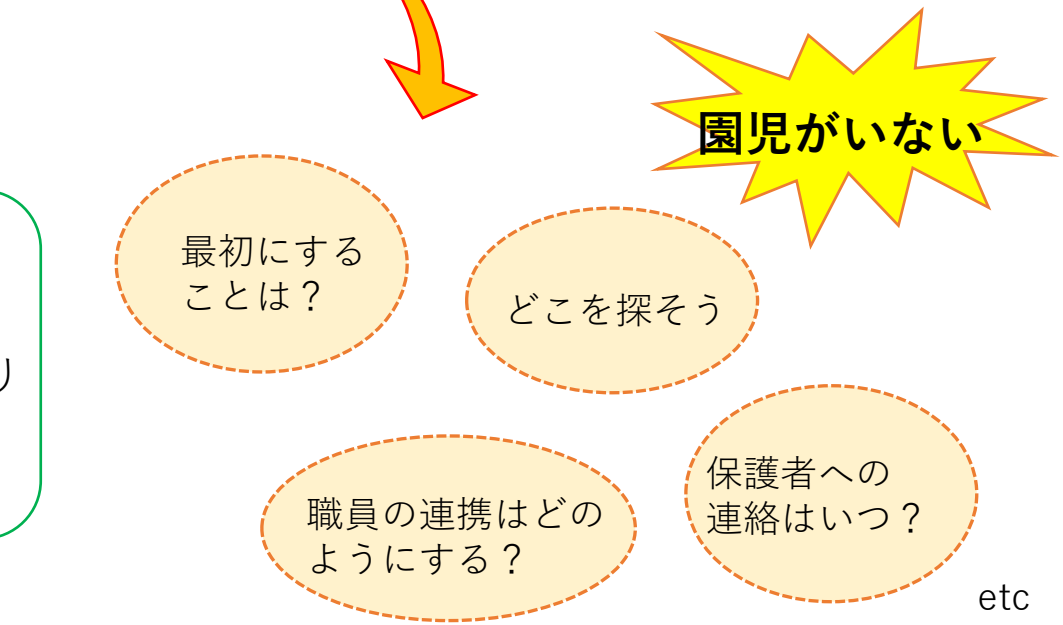

園児の見落とし事故は園外だけとは限りません。
園内外で事故防止の取組や事故発生時の対応を確認、書面化して共有することを推奨しています。

安全計画に関すること

保育所・保育所型認定こども園
地方裁量型認定こども園・地域型保育事業所

●児童福祉施設の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での、生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における**安全に関する事項についての計画（安全計画）**を策定し、当該安全計画に必要な措置を講じなければならない。

各年度において以下①～⑥について盛り込んだ年間スケジュール（安全計画）を定めること。

①施設・設備の安全点検

②マニュアルの策定・共有

③児童への安全指導

④保護者への説明・共有

⑤職員への安全計画の周知及び定期的な訓練や研修の実施

⑥定期的な安全計画の見直し及び変更

＜参考＞　令和５年２月15日札幌市通知「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」

その他監査で確認している事項について

教育・保育に関する計画

自己評価の取組状況

子どもの人権に関わる配慮事項

保護者や地域との連携

健康や衛生に関する内容

計画に関すること①

全園共通（幼稚園型認定こども園、幼稚園を除く）

<u>全体的な計画</u>…園の全体像を包括的に示した園の基本構想

●保育所の保育の方針や目標に基づき、**子どもの発達過程を踏まえて**、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、**総合的に展開**されるよう、**全体的な計画**を作成しなければならない。（保育所保育指針）

●各幼保連携型認定こども園においては、**「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」**を踏まえ**教育及び保育の内容**並びに**子育ての支援等**に関する**全体的な計画**を作成すること（幼保連携型認定こども園教育・保育要領）

作成上のポイント

■入園から修了までの発達の過程を見通し、ねらいと内容を組織すること。
■家庭生活との連続性や地域環境などの特性等を踏まえ、施設の実態に即した計画とすること。

計画に関すること②

全園共通（幼稚園型認定こども園、幼稚園を除く）

●**全体的な計画**に基づき、**保育が適切に展開**されるよう、子どもの**生活や発達を見通した長期の指導計画**と関連しながら、より**具体的**な子どもの日々の生活に即した**短期的な指導計画**を作成すること。（保育所保育指針）

●長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる**長期の指導計画**やこれとの**関連を保ちながら**より具体的な園児の生活に即した週、日などの**短期の指導計画**を作成し、適切な指導が行われるようにすること。（幼保連携型認定こども園教育・保育要領）

長期指導計画と短期指導計画

２種類の作成が必要。

長期指導計画…年間計画、期案、月案

短期指導計画…週案、日案

※長期指導計画と短期指導計画が少なくとも一つずつ作成されていればよい。

作成上のポイント

全体的な計画との整合性や長期、短期の系統性をもたせること。

盛り込むことが望ましい項目

・幼児の姿
・ねらい及び内容
・具体的なねらいが達成されるような環境の構成、保育者の援助
・反省評価（保育の振り返り）

計画に関すること③

全園共通（幼稚園型認定こども園、幼稚園を除く）

その他求められる計画

■3歳未満児個別指導計画

月ごとに個別の計画をたてることが基本

・月ごとに個別の計画を立てることを基本としつつ、子どもの状況や季節の変化などにより、ある程度見通しに幅をもたせ、子どもの実態に即した保育を心がける。（保育所保育指針）

・月ごとに個別の計画を立てることを基本として、園児の状態や季節の変化などにより、月ごとの区分にも幅をもたせ、ゆったりとした保育を心掛けることが大切である。（幼保連携型認定こども園教育・保育要領）

■障がい児個別指導計画

■保健計画(学校保健計画)

■安全計画(学校安全計画)

■研修計画

・保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。（保育所保育指針）

・幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。（札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例）

計画に関すること④

幼保連携型認定こども園

●**認定こども園法**第27条において準用する**学校保健安全法**(昭和33年法律第56号)第5条の**学校保健計画を作成**する際は、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に位置づくものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。

●在園児の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、**認定こども園法**第27条において準用する**学校保健安全法**第27条の**学校安全計画の策定**等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

学校保健計画…**園児一人一人の健康の保持及び増進を図るため**
保健活動、保健指導、職員研修
家庭・関係機関との連携等を含めて作成する

計画は、年間を見通した取組や管理の時期
領域「健康」と関連した園児への指導等を
考えて作成

学校安全計画…**園児の安全確保を図るため**
安全教育（生活安全、交通安全、災害安全等）
安全管理（安全点検、環境整備等）
組織活動（職員研修、保護者への啓発、地域との連携）
等を含めて作成する

自己評価に関すること①

保育所・保育所型認定こども園
地方裁量型認定こども園・地域型保育事業所

●保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、**自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。**

●保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、**当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。**

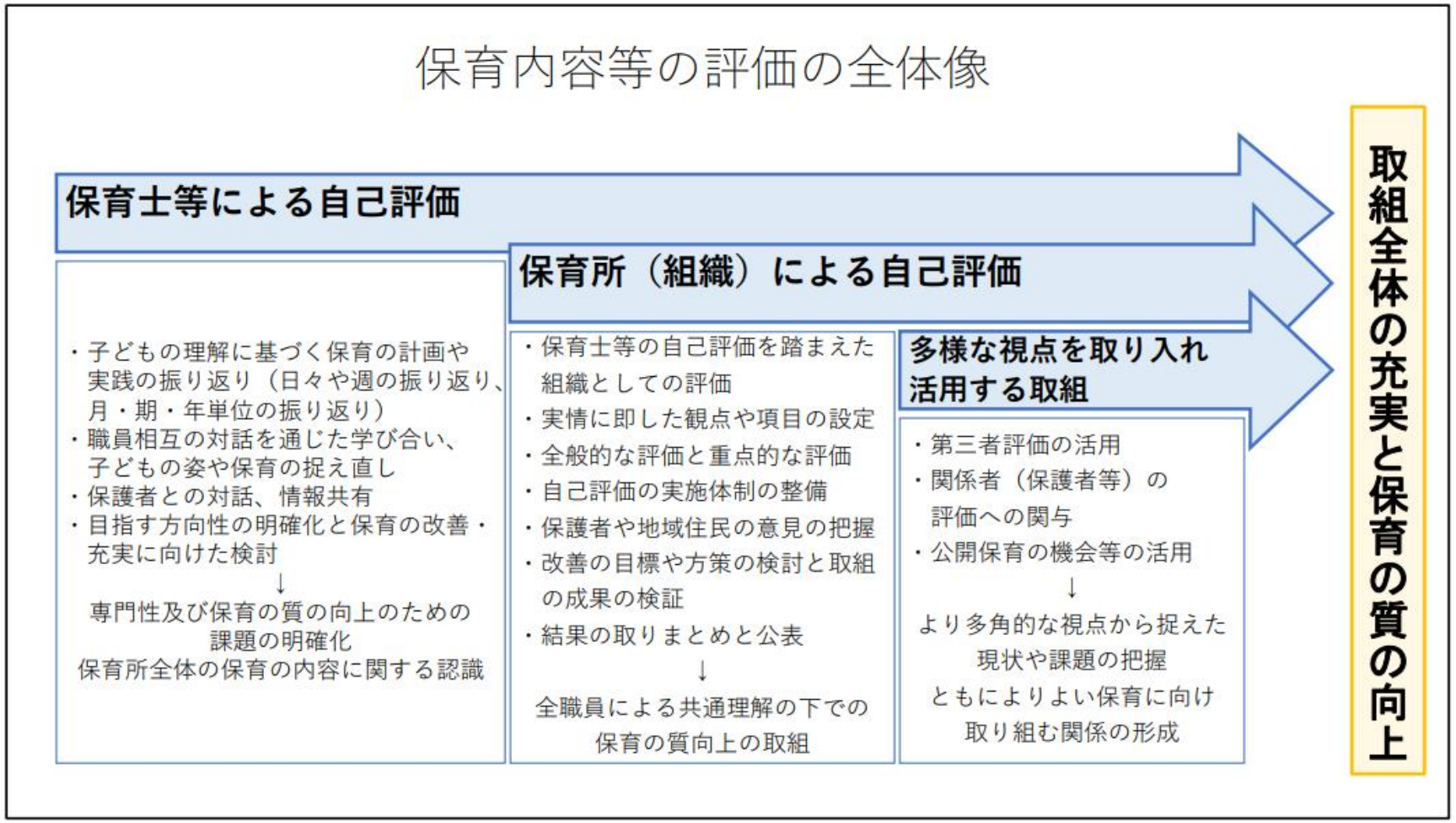

＜参考＞ ※いずれも厚生労働省より2020年3月に発出

・保育所における自己評価ガイドライン　　・保育所における自己評価ガイドラインハンドブック

自己評価に関すること②

幼保連携型認定こども園

●幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における**教育及び保育並びに子育て支援事業**（第 25 条において「教育及び保育等」という。）**の状況**その他の**運営の状況**について、**自ら評価を行い、その結果を公表する**ものとする。

自己評価に取り組むこと

自己評価を公表すること

評価項目の設定、達成度等の評価の適切さ
成果・課題の捉え、次年度の方向性が明確であるか
園が何を大事に運営しているのか
園の思いが伝わる表し方を工夫して公表する

学校関係者評価の取組

関係者評価委員会の開催【構成メンバー例】地域の方、保護者、近隣学校長等

全体的な計画の実施状況を評価し、改善を図る

カリキュラム・マネジメント

＜参考＞

・幼稚園における学校評価ガイドライン
※幼児教育センタホームページに掲載